生第100341号	液状複合肥料	ＳＨ―ＡＬ―２	株式会社誠和	東京都台東区上野六丁目６番１号
生第100343号	化成肥料	有機入り614号	株式会社ＪＡグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
生第100346号	家庭園芸用複合肥料	ロープネックス４号	白元アース株式会社	東京都台東区東上野二丁目21番14号
生第100347号	液状複合肥料	Ｋ―液肥10―３―３	白元アース株式会社	東京都台東区東上野二丁目21番14号
生第100348号	液状複合肥料	Ｋ―液肥５―10―５	白元アース株式会社	東京都台東区東上野二丁目21番14号
生第100349号	家庭園芸用複合肥料	Ｋ―液肥６―６―６	白元アース株式会社	東京都台東区東上野二丁目21番14号
生第100350号	家庭園芸用複合肥料	Ｋ―液肥９号	白元アース株式会社	東京都台東区東上野二丁目21番14号
生第100357号	化成肥料	くみあい苦土・有機入り複合肥料977号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
輸第100320号	副産複合肥料	パームアッシュ	株式会社ＦＹＣ	福岡県福岡市中央区港２丁目１番５号
輸第100335号	液状複合肥料	ヒナジーＰ	パイオニアエコサイエンス株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目７番10号ランディック虎ノ門ビル
輸第100339号	液状窒素肥料	液状窒素肥料27.0	日星産業株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
輸第100352号	液状複合肥料	ＳＡＺＯＬＥＮＥ　ＳＣ　17.4―2.4―3.4	有限会社新陽通商	神奈川県横浜市港北区日吉二丁目14番10―607
輸第100353号	液状複合肥料	ＳＡＺＯＬＥＮＥ　ＳＣ　11.4―5.4―11.4	有限会社新陽通商	神奈川県横浜市港北区日吉二丁目14番10―607

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第100319号	化成肥料	化成300	有限会社岩倉	大阪府藤井寺市川北３丁目１番４号
生第100321号	化成肥料	ゴールドワン286号	株式会社アグロメイト	福岡県大牟田市四山町84番地４
生第100323号	化成肥料	リッチトマトペレット	愛知製鋼株式会社	愛知県東海市荒尾町ワノ割１番地
生第100334号	化成肥料	苦土・珪酸入り化成肥料333号	ヒムシー・ファーティロム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第100336号	化成肥料	ベジタブルサポート	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第100337号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素入り燐硝安加里Ｖ333	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第100354号	配合肥料	配合Ｔ487号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目６番
輸第100317号	消石灰	粒状消石灰65	谷商株式会社	兵庫県神戸市中央区海岸通４丁目３番13号ポートビル609号室
輸第100318号	ほう酸塩肥料	ほう酸塩肥料	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第100329号	化成肥料	有機入り化成肥料10―20―10―３―0.3	株式会社サトシ・ヒンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第100333号	過りん酸石灰	20.0過りん酸石灰	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目４番２号
輸第100340号	化成肥料	有機入り化成肥料697	株式会社サトシ・ヒンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第100342号	硫酸加里	47.0硫酸加里	住友商事株式会社	東京都中央区晴海１丁目８番11号
輸第100344号	化成肥料	化成肥料10―10―10	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目３番５号
輸第100345号	尿素	尿素Ｚ号45.0	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第100351号	化成肥料	化成肥料　ＡＬＬ141号	日通商事株式会社	東京都港区海岸一丁目14番22号
輸第100355号	化成肥料	大粒化成肥料６―８―６―１	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第100356号	化成肥料	有機入り緩効性化成肥料10―10―10―１	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項の規定において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年九月一日　第七十三号

二　登録認定機関の名称及び住所

公益財団法人北海道農業会議　北海道札幌市中央区北三条西二丁目一番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

北海道

(2)　認定を行う事業所の所在地

北海道札幌市中央区北二条西二丁目十番地　ピア二・一

○農林水産省告示第千七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県益田市匹見町紙祖ロ六六九の五・ロ五七一の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、ロ五七〇の一四、ロ五七〇の一六、ロ五七一の二、ロ五七一の四、ロ五七一の八、ロ五七一の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也